明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一条中第七十三号を第八十号とし、第五十一号から第七十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　五―クロロ―三―エチル―N―［四―（ピペリジン―一―イル）フェネチル］―一Ｈ―インドール―二―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十五号から第四十八号までを六号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　一―（四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第四十三号を第四十八号とし、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七　N―エチル―四―ヒドロキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十五号とし、第四十号を第四十四号とし、第三十九号を第四十三号とし、第三十八号を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二　二―エチルアミノ―一―（四―メチルフェニル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十七号を第四十号とし、第二十九号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げ、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　二―（四―アリルオキシ―三・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　二―アミノ―一―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン及びその塩類

第一条中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類

第二条第五号の表中亜硝酸ブチル及びこれを含有する物の項の次に次のように加える。

二―アミノ―一―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

第二条第五号の表中二―（二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

二―（二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。